

【鎌倉市福祉用具Q&A】

全体		
NO	質問	回答
1	対象者は誰ですか。	要介護(要支援)認定を受けている方が対象です。
2	いくらまで支給されますか。	購入費(同一年度上限額10万円)の9割、8割又は7割です。負担割合は、負担割合証をご確認ください。利用者が購入費を支払った後に介護保険から支給されます。
3	福祉用具購入の支給対象となる用具は何ですか。	腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、スロープ、歩行器及び歩行補助つえです。なお、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで区分が「販売」となっている福祉用具が支給対象となります。
4	申請に必要な書類は何ですか。	支給申請書、購入した福祉用具のパフレット(福祉用具の概要が記載されている書類)、領収書です。上記に加え、「排泄予測支援機器」の給付申請の場合は下記の2つが必要です。書類の用意については購入先の指定事業者にご相談ください。 ①医学的な所見の確認書類 ・介護認定審査における主治医の意見書 ・サービス担当者会議等における医師の所見 ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 ・個別に取得した医師の診断書 など ②排泄予測支援機器確認調書 (購入先の販売事業者による記入が必要です。)
5	領収書は原本でないといいませんか。	領収書はコピーでも構いませんが、原本を確認する必要があります。
6	福祉用具を購入したいのですが、ケアマネジャーがいません。どうすればいいですか。	お住まいを所管する地域包括支援センターへご相談ください。
7	同一種目の再購入は認められますか。	用途及び目的が異なる同一の種目の再購入については、原則として支給対象となりません。ただし、次の場合については、例外として支給対象となることがありますので、事前に市へご相談ください。 ①過去に購入した時点から、被保険者本人の介護の必要の程度が著しく高くなったことや、居住環境に変化があったことから、購入した製品が適合しなくなった場合。 ②過去に購入した製品が破損し、修理又は部品の交換をすることができない場合。(通常の使用による破損のみが支給対象となります。故意や過失による破損は支給対象となりません)
8	新規認定申請中ですが、すぐに福祉用具が必要なので購入してもいいですか。	問題ありません。ただし、支給申請は認定結果がでたあとに行ってください。万が一、認定結果が非該当となった場合は、福祉用具購入に係る支給も対象外となりますのでご注意ください。
9	住宅改修のように転居や介護度が上昇により支給額がリセットすることはありますか。	福祉用具購入は転居や介護度の上昇してもリセットされません。
10	ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は支給対象となりますか。	居宅で利用するための福祉用具購入のみ支給対象となりますので、ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は支給対象外です。
11	購入する事業者はどこでもいいですか。	都道府県等の指定を受けた事業者である必要があります。指定を受けていない事業者から購入した場合は支給対象となりません。
12	通信販売等(インターネット販売を含む)で購入した福祉用具は支給対象になりますか。	福祉用具購入の支給は指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者から購入し、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けている場合に限られるため、対象外になります。
13	指定事業者はどこで確認できますか。	介護サービス情報公表システム(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/)で確認できます。
14	負担割合はいつの時点で適用されますか。	領収日時点の負担割合を適用します。
15	領収書の宛名は家族が支払った場合、その家族の宛名でいいですか。	領収書の宛名は被保険者本人である必要があります。被保険者氏名以外の氏名が記載されている領収書は受付できません。
16	ケアマネジャーや購入先の事業者が被保険者の代わりに申請書を提出するのは可能ですか。	被保険者の依頼により申請することは可能です。
17	福祉用具購入後に修理を行ったのですが、その費用は給付対象ですか。	給付対象外です。介護保険の福祉用具購入の支給対象は、福祉用具そのものの費用のみです。運搬費、設置費用等の費用については支給対象とならないことから修理費用も支給対象とはなりません。
18	住民票は鎌倉市に置いているが、実際は他市の親族宅で生活をしている。この場合、福祉用具の支給対象となりますか。	親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランがたてられており、親族宅で福祉用具を利用するということであれば、支給対象になります。
19	生活の本拠地は自宅であるが、自宅と親族宅を行ったり来たりしながら生活している。親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となりますか。	特定福祉用具購入では生活の本拠地で使用される福祉用具のみが対象となることから、生活の本拠地以外で使用する福祉用具は、支給対象となりません。
20	福祉用具を購入したが、申請する前に被保険者本人が亡くなった。この場合支給対象となりますか。	被保険者本人が亡くなる前に購入し、使用した福祉用具であれば、支給対象です。被保険者本人が納品後、福祉用具購入費の支払い前に死亡した場合は、納品証明書等を添付することで、支給対象となります。ただし、被保険者本人が入院中に死亡するなど、自宅で利用ができなかった場合は介護保険の給付対象外です。
腰掛便座		
21	ウォッシュレット付補高便座は対象になりますか。	原則テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品については対象となりますが、洗浄機能のみを目的としている場合は支給対象となりません。
22	壁リモコン付きの腰掛便座は支給対象となりますか。	壁リモコンは、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるため、支給対象とはなりません。ただし、壁リモコン部分と腰掛便座部分が区分できる場合には、腰掛便座部分のみが支給対象となります。
23	居室で使用できる水洗式ポータブルトイレは支給対象となりますか。	対象となります。ただし、設置に要する費用は支給対象外となります。
24	暖房便座機能付き腰掛便座は支給対象となりますか。	テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合は支給対象となりますが、暖房機能の付加を目的とした購入は支給対象外となります。
自動排泄処理装置の交換可能部分		
25	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象となりますか。	自動排泄処理装置本体は、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。福祉用具貸与の対象となります。
排泄予測支援機器		
26	どのような状態の居宅要介護者の利用が想定されていますか。	ご自宅などのトイレで自立した排尿が困難な(運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等)方で排尿の機会の予測が可能になることによつて、トイレでの自立した排尿ができる方の使用が想定されます。そのため、排尿の介助を全く受けていない方や全面的に受けている方については使用が想定されていません。
27	おむつ交換の時期を把握するために排泄予測支援機器を購入したいのですが、支給対象となりますか。	排泄予測支援機器は、トイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的としておりますので、おむつ交換の時期を把握するための購入は、支給対象外となります。
28	特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項は何ですか。	特定福祉用具販売事業者は、次の点について、利用を希望する方に対して事前に確認の上、販売する必要があります。(1)利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。(2)装着することが可能か。(3)居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレの移動や誘導が可能か。

入浴補助用具

29	シャワー機能が付いた入浴用いすは支給対象となりますか。	「シャワー機能」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、シャワー機能部分と入浴用いす部分を区分できる場合については、入浴用いす部分のみが支給対象となります。区分できない場合は原則として支給対象となりませんが、利用者の身体状況による理由があるときは例外的に支給対象として検討できる場合もありますので、その場合は事前に市に相談してください。
30	すのこを洗い場の利用する部分のみ敷く場合でも支給対象となりますか。	すのこは一部分に敷くことにより新たな段差が生じないよう、原則洗い場全体に敷いていただきます。ただし、全体に敷くことで不都合が生じる場合にはこの限りではありませんので、事前に市へご相談ください。
31	浴槽をまたぐ際に使用する「踏み台」は支給対象となりますか。	「踏み台」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、支給対象となりません。
32	入浴用介助ベルトは介護者用と介助者用のそれぞれ支給対象となりますか。	それぞれ支給対象となります。
33	以前買ったシャワーチェアの部品が破損し、そのまま使うと転倒や、けがの危険があるため、シャワーチェアを再購入したいが、対象となりますか。	破損したシャワーチェアの写真を撮っていただき、申請書に添付してください。また、申請書の福祉用具が必要な理由欄に破損した状況を詳しく記載してご提出ください。

簡易浴槽

34	材質が硬質である簡易浴槽も支給対象となりますか。	材質が硬質のものであっても、使用しないときに立て掛けること等によって収納でき、居室において必要があれば入浴できるものであれば、支給対象となります。
----	--------------------------	---

移動用リフトのつり具部分

35	移動用リフト本体は特定福祉用具購入の対象となりますか。	特定福祉用具購入の支給対象となるのは移動用リフトのつり具部分のみであり、移動用リフト本体は支給対象となりません。なお、移動用リフト本体は、福祉用具貸与の対象品目です。
----	-----------------------------	---

スロープ

36	スロープの複数個購入は認められますか。	利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、複数個の購入を認めます。ただし、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。
37	スロープはどのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区分し給付すればいいですか。	取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与、または特定福祉用具販売とします。

歩行器

38	支給対象となる歩行器はどのようなものですか。	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除きます。
39	歩行器は複数個購入してもよいですか。	利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、複数個の購入を認めます。ただし、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。

歩行補助つえ

40	歩行補助つえは複数個購入してもよいですか。	利用者の身体状況や用具の性質等から複数個の利用が想定されるため、複数個の購入を認めます。ただし、申請書の福祉用具が必要な理由欄に複数個の購入が必要な理由を記載してください。
41	つえについて、屋内用・屋外用の使い分けとして複数購入は可能か。	屋内・屋外で使い分けることについては、身体状況に合わせた理由によって複数個購入する判断とはなりません。ただし、単純に汚れがあるから、という理由は給付対象外です。